

平成29年8月第12回互理町議会臨時会会議録（第1号）

○ 平成29年8月4日第12回互理町議会臨時会は、互理町役場仮設庁舎大会議室に招集された。

○ 応招議員（17名）

1 番 鈴木 高行 2 番 渡 邊 重 益

3 番 小 野 一 雄 4 番 佐 藤 邦 彦

5 番 小 野 典 子 6 番 高 野 進

7 番 安 藤 美重子 8 番 渡 邊 健 一

9 番 高 野 孝 一 10番 佐 藤 正 司

12番 大 槻 和 弘 13番 百 井 いと子

14番 鈴 木 邦 昭 15番 木 村 満

16番 熊 田 芳 子 17番 佐 藤 ア ヤ

18番 佐 藤 實

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（17名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	齋 藤 貞	副 町 長	三戸部 貞 雄
総務課長	佐々木 人 見	企画財政課長	佐 藤 顕 一
税務課長	菊 地 和 彦	町民生活課長	山 田 勝 徳
福祉課長	佐 藤 育 弘	こども未来課長	橋 元 栄 樹
健康推進課長	南 條 守 一	農林水産課長	菊 池 広 幸
商工観光課長	齋 義 弘	都市建設課長	袴 田 英 美
施設管理課長	齋 藤 輝 彦	上下水道課長	川 村 裕 幸
会計管理者兼会計課長	大 堀 俊 之	教育長	岩 城 敏 夫
教育次長兼学務課長	鈴 木 邦 彦	生涯学習課長	片 岡 正 春
農業委員会事務局長	西 山 茂 男	選挙管理委員会書記長	佐々木 人 見

○ 事務局より出席した者の職氏名

事務局長	渡 辺 壯 一	庶務班長	伊 藤 和 枝
主 事	片 岡 工		

議事日程第1号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
議長諸報告
- 日程第 3 提出議案の説明
- 日程第 4 議案第 57号 工事請負契約の締結について（平成29年度公共ゾーン町道悠里北線道路新設工事）
- 日程第 5 議案第 58号 工事請負契約の締結について（平成29年度亘理第5-1号汚水枝線（その1）外工事）
- 日程第 6 議案第 59号 工事請負契約の締結について（平成29年度（復交）町道橋本堀添線道路新設（その2）工事）
- 日程第 7 議案第 60号 工事請負契約の締結について（平成29年度（復交）町道五十刈線道路改良工事）
- 日程第 8 議案第 61号 工事請負契約の締結について（平成29年度（復交）町道荒浜大通線道路改良（その2）工事）
- 日程第 9 議案第 62号 工事請負契約の締結について（平成29年度（復交）町道荒浜大通線道路改良（その3）工事）
- 日程第 10 議案第 63号 工事請負契約の締結について（平成29年度公共ゾーン防災調整池築造工事）
- 日程第 11 議案第 64号 工事請負契約の締結について（平成28年度鷲屋橋架替工事（繰越））
- 日程第 12 議案第 65号 工事請負変更契約の締結について（平成28年度（復交）町道荒浜大通線橋梁架替工事）
- 日程第 13 議案第 66号 町道の路線廃止について
- 日程第 14 議案第 67号 町道の路線認定について
- 日程第 15 報告第 13号 専決処分の報告について（賠償額の決定及び和解）

午前10時00分 開会

議長（佐藤 實君） おはようございます。

これより平成29年8月第12回亘理町議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

まず、クールビズでありますので、暑い方は上着を外すことを許可いたします。
本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤 實君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第124条の規定により、9番 高野孝一議員、10番 佐藤正司議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（佐藤 實君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

議長諸報告

議長（佐藤 實君） 次に、諸般の報告をいたします。

第1、地方自治法第121条の規定に基づきます説明員は、別紙お手元に配付のとおりであります。

第2、町長提出議案についてであります。町長から、工事請負契約外合計12件の議案が提出されております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第3 提出議案の説明

議 長（佐藤 實君） 日程第 3、提出議案の説明を求めます。

町長登壇。

〔町長 齋 藤 貞 君 登壇〕

町 長（齋藤 貞君） 本日、第12回互理町議会臨時会を開会するに当たり、議員各位には何かとご多用のところご出席賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今回ご提案申し上げご審議賜りますのは、議案11件及び報告 1 件であります。よろしくご審議方お願い申し上げます。

それでは、各案件について、その概要をご説明申し上げます。

議案第57号「工事請負契約の締結について（平成29年度公共ゾーン町道悠里北線道路新設工事）」につきましては、公共ゾーンにおける役場新庁舎及び保健福祉センター建設に伴う周辺道路の整備事業になりますが、去る 5 月19日に入札を執行した工事請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第 1 項第 5 号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議案第58号「工事請負契約の締結について（平成29年度互理第 5 - 1 号汚水枝線（その 1）外工事）」につきましては、去る 6 月16日に入札を執行した工事請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第 1 項第 5 号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議案第59号「工事請負契約の締結について（平成29年度（復交）町道橋本堀添線道路新設（その 2）工事）」から議案第62号「工事請負契約の締結について（平成29年度（復交）町道荒浜大通線道路改良（その 3）工事）」までの 4 件の議案につきましては、去る 7 月14日に入札を執行したそれぞれの避難道路整備事業の工事請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第 1 項第 5 号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議案第63号「工事請負契約の締結について（平成29年度公共ゾーン防災調整池築造工事）」につきましても、役場新庁舎及び保健福祉センター建設等に伴う公共ゾーン内の防災調整池整備事業になりますが、去る 7 月14日に入札を執行した工事請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第 1 項第 5 号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議案第64号「工事請負契約の締結について（平成28年度鷺屋橋架替工事（繰越）」につきましても、去る 7 月14日に入札を執行した工事請負契約を締結す

るに当たり、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議案第65号「工事請負変更契約の締結について（平成28年度（復交）町道荒浜大通線橋梁架替工事）」につきましては、現場精査の結果、工事内容の一部変更に伴う請負金額の減額など変更契約の必要が生じたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議案第66号「町道の路線廃止について」及び議案第67号「町道の路線認定について」につきましては、町道荒浜江下線について常磐自動車道から主要地方道相馬亙理線までの区間を認定しておりましたが、同路線の各工区において、今後、順次工事が完成し供用開始区域が拡大することから、現在の認定区間を廃止し、路線全体を認定するものであります。

最後に、報告案件についてご説明申し上げます。

報告第13号「専決処分の報告について（賠償額の決定及び和解）」につきましては、平成29年4月7日に亙理町B&G海洋センタープール駐車場で発生した事故における関係者との和解について、専決事項の指定第2項の規定により平成29年7月11日に専決処分したものであり、地方自治法第180条第2項の規定により議会へ報告するものであります。

以上、提出議案等についての概要説明を終わりますが、何とぞ慎重ご審議賜りまして、原案どおり可決くださいますようお願い申し上げます。よろしくお願いたします。

議長（佐藤 實君） 提出議案の説明が終わりました。

日程第4 議案第57号 工事請負契約の締結について（平成29年度公共ゾーン町道悠里北線道路新設工事）

議長（佐藤 實君） 日程第4、議案第57号 工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 一君） 議案第57号を説明させていただきます。

1 ページ目をお開き願います。

こちらは、工事請負契約の締結につきまして、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

工事名、平成29年度公共ゾーン町道悠里北線道路新設工事。

請負金額6,102万円。

契約の相手方、結城組株式会社でございます。

なお、落札率は81.88%でございました。

工事の概要につきましては2ページの資料をごらんください。

入札年月日は平成29年5月19日。

入札の方法は条件付き一般競争入札。

入札参加条件の主なものは、仙台市、名取市、岩沼市、角田市、亘理町、山元町、柴田町、大河原町に本店を有する事業者で、建設業法による土木一式工事について総合評定値が700点以上の評価を受けているものでございます。

入札参加業者は、宮城林産、千石建設、結城組の3者でございました。

入札回数は1回。

工事場所は、亘理字悠里1番地であり、3ページの位置図をご参照願います。

工事の内容につきましては、公共ゾーンにおける役場新庁舎及び保健福祉センター建設に伴う町道悠里北線の新設工事であり、幅員12メートル、延長375メートルの区間で、排水工、路盤工、道路附属施設工、それぞれに関し記載の仕様により施工するものでございます。

参考として、4ページ以降に平面図等を添付しておりますので参照願います。

工期につきましては、平成30年2月28日までと設定しております。

以上で議案第57号の説明を終わります。ご審議方よろしくお申し上げます。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。9番高野孝一議員。

9番（高野孝一君） 議案第57号の公共ゾーン町道悠里北線道路新設工事、請負金額が6,102万円でございます。29年度の当初の予算では1億5,000万円が計上されております。結構差額が大きいのですが、その辺の理由をお聞かせください。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 顕一君） 当初予算は、今、ご指摘のとおり1億5,000万円が計上させていただきまして、実は、この中には舗装工まで入っております。ただ、今回

の工事につきましては舗装工は含めておりませんで、これは当初予算の計上後に検討した結果、新庁舎建設後に一括して道路については舗装工を行ったほうがより効率的で工期の短縮等も望めるんじゃないかということで、今年度は、舗装工については31年度を目標に変更するような設計変更にしております。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 高野孝一議員。

9 番（高野孝一君） そうすると、公共ゾーン内の道路に対しては、一応、基礎工事がほとんどできた状態で一括して全部の道路を舗装するという計画でいるということですか。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 一君） 基本的にはそうでございます。あと、新庁舎建設にどのような影響があるかで、場合によっては舗装工ができるものは順次早目にやる場合もありますが、基本的には、新庁舎建設が終わって影響がない時点で舗装工を行うように計画しております。以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。14番鈴木邦昭議員。

14 番（鈴木邦昭君） 1点だけお尋ねいたします。

これは、入札方法は条件付き一般競争入札となっております。これも予定価格の事前公表という形での入札でよろしいでしょうか。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 一君） 入札制度改革の一環として、現在は全ての一般競争入札におきまして予定価格の事前公表を行っております。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第57号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第57号 工事請負契約の締結についての件は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第58号 工事請負契約の締結について（平成29年度互理第5-1号汚水枝線（その1）外工事）

議長（佐藤 實君） 日程第5、議案第58号 工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤頭一君） 続きまして、議案第58号を説明させていただきます。

6ページ目をお開き願います。

こちらは、工事請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

工事名、平成29年度互理第5-1号汚水枝線（その1）外工事。

請負金額8,262万円。

契約の相手方、株式会社阿部工務店でございます。

なお、落札率は87.86%でございました。

工事の概要につきましては、7ページ目の資料をごらんください。

入札年月日は平成29年6月16日。

入札の方法は条件付き一般競争入札。

入札参加条件の主なものは、宮城県内に本店または支店を有する事業者で、建設業法に規定する経営事項審査結果で土木一式工事について総合評定値が700点以上の評価を受けているものでございます。

入札参加業者は、宮城林産、阿部工務店、シマ東北支店、中鉢建設東北支店の4者でございました。

入札回数は1回。

工事場所は、互理町吉田字流地内で、9ページの位置図を参照願います。

工事内容につきましては、第1工区、第2工区、第3工区それぞれにおいて記載の仕様により施工するものでございます。

工期につきましては、平成30年3月23日までと設定しております。

以上で議案第58号の説明を終わります。ご審議方、よろしくお願い申し上げます。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。4番佐藤邦彦議員。

4番（佐藤邦彦君） 第1工区が沈埋工法、あと第2工区、第3工区が開削工法となっております。この工法はどういった工法なのかということと施工条件について、まず1点です。

あと、もう1点は、どちらが安価なのかということでございます。

議長（佐藤 實君） 上下水道課長。

上下水道課長（川村裕幸君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、安価という観点からいいますと、当然、開削工法のほうが安価でございます。ただし、条件によりまして開削工法でそのまま開削のできる場所、あるいはできない場所。それから、沈埋工法に関しましては、いわゆる推進工法との比較を行ってございます。推進工法との比較で、同じぐらいの深さを掘っていくんですけども、より安価な工法としまして沈埋工法をこの箇所では採用したということなんです。

2工区、3工区につきましては、昨年度まで下流部ということで浜吉田の踏切から、浜吉田の東の公会堂付近の工事をやっていたわけなんですけれども、そちらの工区についてはかなり深いところで同じような沈埋工法を行ってございます。この箇所については、最上流部ということで深さが1メートル20とか1メートルぐらいの深さということで単純な開削工法を採用してございます。

1工区につきましては、4メートルとか3メートル50とかという深さになりますものですから、沈埋工法という工法を採用してございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

4番（佐藤邦彦君） そうしますと、当然ながら工法によって工期というものが計画されるわけなんですけれども、工期的にはどちらが早く進んでいくわけなんですか。

議長（佐藤 實君） 上下水道課長。

上下水道課長（川村裕幸君） 今回の工事に関しては、例えば、1工区をやりながら2工区、3工区ということも考えられますけれども、工期の設定上は1工区、それから2工区、3工区という形で順に進んでいくような形をとってございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第58号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第58号 工事請負契約の締結についての件は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第59号 工事請負契約の締結について（平成29年度（復交）町道橋本堀添線道路新設（その2）工事）

日程第7 議案第60号 工事請負契約の締結について（平成29年度（復交）町道五十刈線道路改良工事）

日程第8 議案第61号 工事請負契約の締結について（平成29年度（復交）町道荒浜大通線道路改良（その2）工事）

日程第9 議案第62号 工事請負契約の締結について（平成29年度（復交）町道荒浜大通線道路改良（その3）工事）

議長（佐藤 實君） 日程第6、議案第59号 工事請負契約の締結についてから日程第9、議案第62号 工事請負契約の締結についての以上4件は関連がありますので一括議題といたします。

議案第59号から議案第62号について、当局から提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 一君） それでは、議案第59号から議案第62号につきましては、避難道路整備事業に係るものなので一括して説明させていただきます。

まずは、議案第59号を説明させていただきます。

10ページ目をお開きください。

これは工事請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

工事名、平成29年度（復交）町道橋本堀添線道路新設（その2）工事。

請負金額 2億8,868万4,000円。

契約の相手方、田中建材輸送株式会社でございます。

なお、落札率は75.84%でございました。

工事の概要につきましては、11ページ目の資料をごらんください。

入札年月日は平成29年7月14日。

入札の方法は条件付き一般競争入札。

入札参加条件の主なものは、仙台市、名取市、岩沼市、角田市、亶理町、山元町、柴田町、大河原町に本店を有する事業者で、建設業法に規定する経営事項審査結果で土木一式工事について総合評定値が700点以上の評価を受けているものでございます。

入札参加業者は、宮城林産、阿部工務店、斎藤工務店、田中建材輸送、太田工務店、千石建設、岩佐組、結城組、保志工務店の9者でございました。

入札回数は1回。

工事場所は、亶理町吉田字村地内外で、13ページ目の位置図を参照願います。

工事内容は、道路新設工事として幅員11.5メートル、延長655メートルの区間で土工、排水工、舗装工、管渠工それぞれに関しまして記載の仕様により施工するものでございます。

参考として、14ページ以降に平面図等を添付しておりますので参照願います。

工期につきましては、平成30年3月23日までと設定しております。

続きまして、議案第60号を説明させていただきます。

17ページ目をお開き願います。

工事名、平成29年度（復交）町道五十刈線道路改良工事。

請負金額 1億1,826万円。

契約の相手方、株式会社太田工務店でございます。

なお、落札率は89.46%でございました。

工事の概要につきましては、18ページの資料をごらんください。

入札年月日は平成29年7月14日。

入札の方法は条件付き一般競争入札。

入札参加条件の主なものは、仙台市、名取市、岩沼市、角田市、亶理町、山元町、柴田町、大河原町に本店を有する事業者で、建設業法に規定する経営事項審査結果で土木一式工事について総合評定値が700点以上の評価を受けているものでございます。

入札参加業者は、田中建材輸送、太田工務店、結城組の3者でございました。

入札回数は1回。

工事場所は、亶理町吉田字松元地内外で、19ページの位置図を参照願います。

工事内容は、道路改良工事として幅員11.5メートル、延長489メートルの区間で排水工、舗装工、道路附属施設工それぞれに関し、記載の仕様により施工するものでございます。

参考として、20ページ以降に平面図等を添付しておりますので参照願います。

工期につきましては、平成30年3月23日までと設定しております。

続きまして、議案第61号を説明させていただきます。

23ページ目をお開きください。

工事名、平成29年度（復交）町道荒浜大通線道路改良（その2）工事。

請負金額7,279万2,000円。

契約の相手方、株式会社斎藤工務店でございます。

なお、落札率は83.7%でございました。

工事の概要につきましては、24ページの資料をごらんください。

入札年月日は平成29年7月14日。

入札の方法は条件付き一般競争入札。

入札参加条件の主なものは、仙台市、名取市、岩沼市、角田市、亶理町、山元町、柴田町、大河原町に本店を有する事業者で、建設業法に規定する経営事項審査結果で土木一式工事について総合評定値が700点以上の評価を受けているものでございます。

入札参加業者は、斎藤工務店、田中建材輸送、結城組、ヤマムラの4者でございました。

入札回数は1回。

工事場所は、亶理町逢隈高屋字中野地内外で、25ページの位置図を参照願います。

工事内容は、道路改良工事として幅員11.5メートル、延長396メートルの区間で排水工、舗装工、道路附属施設工それぞれに関し、記載の仕様により施工するものでございます。

参考として、26ページ以降に平面図等を添付しておりますので参照願います。

工期につきましては、平成30年3月23日までと設定しております。

続きまして、議案第62号を説明させていただきます。

28ページ目をお開き願います。

工事名、平成29年度（復交）町道荒浜大通線道路改良（その3）工事。

請負金額4,097万5,200円。

契約の相手方、S S スチール開発株式会社でございます。

なお、落札率は74.49%でございました。

工事の概要につきましては、29ページの資料をごらんください。

入札年月日は平成29年7月14日。

入札の方法は条件付き一般競争入札。

入札参加条件の主なものは、仙台市、名取市、岩沼市、角田市、亶理町、山元町、柴田町、大河原町に本店を有する事業者で、建設業法に規定する経営事項審査結果で土木一式工事につきまして総合評定値が700点以上の評価を受けているものでございます。

入札参加業者は、芦名組、阿部工務店、田中建材輸送、千石建設、岩佐組、結城組、S S スチール開発、ヤマムラの8者でございました。

入札回数は1回。

工事場所は、亶理町荒浜字西木倉地内外で、31ページの位置図を参照願います。

工事内容は、道路新設工事として幅員11.5メートル、延長380メートルの区間で排水工、舗装工、道路附属施設工それぞれに関し、記載の仕様により施工するものでございます。

参考として、32ページ以降に平面図等を添付しておりますので参照願います。

工期につきましては、平成30年3月23日までと設定しております。

以上で、議案第59号から議案第62号の説明を終わります。ご審議方よろしくお願

い申し上げます。

議長（佐藤 實君） 当局の説明が終わりました。

これより、議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第59号 工事請負契約の締結についての件について質疑を行います。

質疑はありませんか。5番小野典子議員。

5番（小野典子君） それでは、橋本堀添線のことについてお伺いしたいと思います。

前回の6月14日の定例会におきましては、たしか開墾場、長瀬小学校から東に至った線までの工区で工事の提案がされたと思うんですが、今回はそのずっと下、一番北部まで到達しているんですけども、区間がちょうど抜けている部分があるのではないかということをお伺いしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 質問にお答えします。

確かに、今回、発注いたしましたのは一番終点の区間となっておりまして、前回、6月議会で議決いただいたところの北の区間、こちらはあいておりますが、今、入札手続中になってございまして、本日の入札予定なんですけど、そちらを2工区に分けて発注してございまして、そちらも間もなく契約となる予定でございまして。以上です。

議長（佐藤 實君） 小野典子議員。

5番（小野典子君） 2工区に分けて今後発注するというお答えをいただきましたわけですが、これは今年度中にやはり完成するという予定での工事になりますか。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） これから発注するもの全てにおきまして、年度末工期と設定してございまして。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。3番小野一雄議員。

3番（小野一雄君） 念願といいますか、大分苦難の工事なのかなと思っておりますが、今回の工事でダンプの進入経路についてお伺いしたいと思います。クロスになっているわけでありましてけれども、まず、どこから入ってどこから土砂を持ってくるのか、その辺をお伺いします。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） お答えいたします。

盛り土材の搬入につきましては、割山ズリを全て使います。搬入路につきましては県道相馬亘理、あとは吉田浜山元のルートを通りまして、盛り土する橋本堀の東側のルートを運搬ルートとして考えてございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

3 番（小野一雄君） そうしますと、この図面では橋本堀の西側を通過して町道に入って、東西線と南北線ありますよね、この南北線についてはどう入るんですか。例えば、ルートが2つあると思います。こちらから橋本堀添線から入ると、逆に導水路から入るとあるんですが、この辺はどうなるんですか。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 基本的に南側の県道吉田浜山元線から北上するルートを考えてございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。12番大槻和弘議員。

1 2 番（大槻和弘君） 質問させていただきます。

入札なんですけれども、入札の中で失格というのが何者か入っています。この中身について教えてください。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤頭一君） 今回の入札に関しましては、3者失格がございました。これは全て最低制限価格を下回ってございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

1 2 番（大槻和弘君） 最低制限価格なんですけれども、入札制度がある程度変わったということがあるんですけれども、制限価格を下回っているという工事そのものがふえていく傾向にあるのでしょうか。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤頭一君） 正確に集計したわけではありませんが、ただ傾向としては、やはり今回、最低制限価格を下回っているのは昨年よりは見受けられるという認識ではございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

1 2 番（大槻和弘君） そうしますと、下回っている傾向が多いということなんですけれども、考えられる理由としてはどんなものなのでしょうか。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 顕一君） これは、ある意味、入札制度改革が進んで、公平性、透明性、競争性が図られた結果、このような制限価格を下回った入札もあるんじゃないかと考えているところでございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第59号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第59号 工事請負契約の締結についての件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号 工事請負契約の締結についての件について質疑を行います。質疑はありませんか。2 番渡邊重益議員。

2 番（渡邊重益君） 議案第60号 町道五十刈線道路改良工事ですけれども、これは工事区間につきましては吉田中学校を中心に、西側には舟入北団地に約23世帯、それから東側には13世帯ある地域住民の生活道路であると同時に、107名の吉田中学生が通う通学路にもなっており、非常に吉田東部地区における重要な道路であります。

そこで、約7カ月間の工事期間における安全対策も含めた工事計画の概要について、まずお伺いいたしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） お答えします。

工事期間中は、誘導員を配置し安全に十分配慮した工事を行ってまいります。特に、中学校に近くでございますので、中学校の生徒の登校時にはまだ工事は始まっていないんですが、下校時には帰りの生徒の時間がまちまちになると思いますので、特に注意して安全対策を徹底してまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 渡邊重益議員。

2 番（渡邊重益君） まず、五十刈線は国道をこれまで工区を分けて施工してきておりますけれども、五十刈線の6号線側は全面通行どめで工事を行ってきたかと思うんですけれども、吉田中学校前は全面となると生活道路でありますので入れなくなりますので、一応、確認ですけれども、片側通行ができるような状況で工事の施工を行うのでしょうか。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 具体的な規制の体系につきましては、片側交互通行で工事したいと考えてございます。ただし、東側の踏切の直近の部分につきましては、掘削しての入れかえ作業とかがありますので、そちらにつきましては約2週間程度になるかと思いますが、全面通行どめとさせていただきます。その際には、迂回板とか迂回路の周知を徹底してまいりたいと思います。

議長（佐藤 實君） 渡邊重益議員。

2 番（渡邊重益君） 最後に、21ページ、今回の施工場所の詳細を拝見しますと、JRの成合踏切の西側でとまっているわけですが、踏切の拡張に関するJRとの協議状況について、概略程度で結構ですので教えてください。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） JRの踏切の拡幅につきましては、現在、JRに基本設計を委託中でございます。そして、29年度で実施協議を行いまして平成30年度で協定を結びまして、平成31年度に工事をしていただくという予定になってございます。以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。14番鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 今、渡邊議員にちょっとかぶるかもしれませんが、ここは通学路でございます。そして、線路に近いほどここは高くなっております、道路が。それで、その下は湿地帯になっております。田んぼじゃなかった、湿地帯だと思ったんですが、ここで、震災前でございますけれども、中学生の方が車をよけようとして落ちたと、けがをしたということを聞いておりましたけれども、今回は拡幅しますから歩道もできます。大丈夫だろうとは思いますが、ここには安全柵を必ず私は設置するべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 基本的に道路と田面などの段差がある箇所については安全柵を計画していきたいと考えております。以上です。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） それから、以前も私は質問しましたけれども、そのときの答弁は検討するということだったので、もう一度再確認したいと思います。ここに亘理駅浜吉田駅線という道路がございます。そこに横断歩道をつくっていただきたいと、私はつくったらどうかということをお話しいたしました。その中で検討ということをお願いしたように記憶しておりますが、ここには滞留点がございます。今後、どのようにここを考えますか。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 資料の21ページの上の平面図にもございますが、一応、横断歩道は公安委員会に要望して設置していただくということで、恐らくつけていただけるのではないかと考えてございます。

滞留につきましては、隅切りの分で滞留のスペースは確保できるものと考えてございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。9番高野孝一議員。

9番（高野孝一君） 19ページの図面を参照しながら質問いたします。

五十刈線は避難道路と位置づけられておまして、現地再建した住民の方たちから早急な完成が望まれた道路で、ほとんどこの工事が終わりますと90%以上が完成かなと思います。その中で、図面の下、捷水路から国道6号線までの道路並びに6号線の交差する改良工事等が多分その後あると思いますけれども、その工事着工がいつごろで、完了がいつごろか、お伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 19ページの図面の下、捷水路で今とまっているわけなんです、そこから吉田地区の防災広場の沿線の部分につきましては、今後、またさらに発注したいと考えております。最後に国道部分が、交差点が残るわけなんです、そちらはまだ協議が、基本協議は終わっているんですが、その次の協議が完全に終わっておりませんので、今の見込みですと平成31年度で終了と考えてございます。

議長（佐藤 實君） 高野孝一議員。

9 番（高野孝一君） 早急な完成を望みたいと思います。

それと、先ほど、踏切の拡幅工事なんですけれども、相手先があるわけですのでなかなか無理は言えませんけれども、やはり31年度完成といいますとこれから2年かかるんです。できれば、もう少し早目に、早ければ早いほどいいわけですので、1年なり、長くても1年半くらいで完成できるようにJRさんに申し入れしていただければと思います。いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） JRとは再三打ち合わせをしてお願いはしております。設計も発注してございますので、今後とも工期の短縮についてはお願いしてまいりたいと思います。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第60号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第60号 工事請負契約の締結についての件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号 工事請負契約の締結についての件について質疑を行います。質疑はありませんか。1番鈴木高行議員。

1 番（鈴木高行君） 関連で61号と62号、これは多分、路線は同じ路線なんです。荒浜大通線なんだけれども、発注を2つに分割した、常磐道を挟んでいますけれども、あとこれも挟んでいますけれども、1回で発注したほうが経費とかそういう面を考えた場合、わざわざ分割して発注した理由というのは、どういうことで2つに分けて分割発注したか、その理由を。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） こちらの61号につきましては、6月議会で常磐道までの区間

を発注済みでございます。こちらにつきましては、揚水管が現在入っております、それを入れかえする作業がございます。その揚水管が来年の作付までには必ず終わらなければならない工事ということで、1者で仮にやった場合、積算額は多少下がるかもしれないんですが、施工能力とか施工体制がうまく組めるかというのが心配でございましたので、こちらは分けて1工区としております。

それと、9号堀側の次の議案分ですが、62号なんですが、そちらにつきましては工区が飛んでいるというのと、ある程度の施工規模が確保されるということで、こちらも1工区として分けてございます。以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。17番佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 質問いたします。26ページの図面を見て質問させていただきます。

高屋小学校側なんですけれども、住宅地が張りついているところの道路幅、多分、この部分の歩道がなくなるのかなと思いますけれども、この点いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） こちらの区間につきましては、現道はそのまま道路の部分になるんですが、南側に用地買収してございます。幅員としては、工事期間中は狭くなりますが、完成すれば歩道3.5メートルがつきますので、広くというか十分幅員は確保されるものと思っております。以上です。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） そうしますと、もうこの道路は真っすぐなきちとした道路、この図面を見るとここだけ住宅地のところがちょっとへこんでいるように見えるんですけれども、完成すればきちっと車道と歩道が一体としての流れになるということでしょうか。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） ここの住宅の部分なんですけど、絵を見ると狭くなっている部分かと思いますが、こちらについては側溝で住宅の高さがぴったり合いますので、それ以外につきましては、農地で田んぼなり水路なりのりがつきます。そのり分も今回買収して色を塗っていますので、車道なり歩道の幅員は一直線でとるような形となります。（「理解いたしました」の声あり）

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第61号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第61号 工事請負契約の締結についての件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号 工事請負契約の締結についての件について質疑を行います。

質疑はありませんか。4番佐藤邦彦議員。

4番（佐藤邦彦君） その2とその3を比較いたしますと、同規模、同規格の改良工事と思うわけなんですけれども、その2の予定価格をメートル数396メートルで割り戻しますと、メートル辺り21万9,000円になります。あと、その3につきましても、道路延長380メートルで予定価格相当額を割り戻すと10万7,000円ほどであります。先ほどの質問とかぶると思いますけれども、この単価の違いを説明お願いしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 単価の違いで、工事概要としては明記してございませんが、大きいものは揚水管の入れかえがありますので、その分の差額と考えております。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

4番（佐藤邦彦君） そうしますと、避難道路としては大変重要な位置で、有事の際は2車線もしくは歩道も使って避難するという規格の道路であると思います。その際、ここの県道との交差部が大変見通しが悪く交通量も多く、この改良については今後こういった形で計画なされているんですか。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 県道の交差点から常磐自動車道の下ボックスがあります。あそこまで法線的には直線で結ばれるような形になっておりますので、完成すれば右折レーンも設置する予定ですし、見通しについては問題ないかと思っております。

議長（佐藤 實君） ほかに。佐藤邦彦議員。

4 番（佐藤邦彦君） 最後になります。改良の年限がもしわかれば、あらましでもいいから教えていただきたいということと、あとこの交差点まで全て土地買収は完了しているんですね。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 県道と常磐自動車道の間には現在、橋があるんですが、そちらの橋のかけかえが平成30年度から31年度まで工事がかかると考えております。

用地の状況につきましては、施設管理課長からお願いします。

議長（佐藤 實君） 施設管理課長。

施設管理課長（齋藤輝彦君） 用地の関係で回答させていただきます。

交差点部につきましては、建物が1件、係る方がございます。そちらの方と現在交渉を進めているところでございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第62号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第62号 工事請負契約の締結についての件は原案のとおり可決されました。

以上で一括議題に係る質疑、討論、採決は終了いたしました。

日程第10 議案第63号 工事請負契約の締結について（平成29年度
公共ゾーン防災調整池築造工事）

議長（佐藤 實君） 日程第10、議案第63号 工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 一君） 続きます、議案第63号をご説明させていただきます。

34ページ目をお開きください。

こちらは工事請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

工事名、平成29年度公共ゾーン防災調整池築造工事。

請負金額 5億9,076万円。

契約の相手方、大林組・岩佐組特定建設工事共同企業体でございます。

なお、落札率は99.96%でございました。

工事の概要につきましては、35ページの資料をごらんください。

入札年月日は平成29年7月14日。

入札の方法は条件付き一般競争入札。

入札参加条件の主なものは、亘理町建設工事入札参加資格者名簿に登載されているもので構成される特定建設業共同事業体であることであり、代表構成員は宮城県内に本店、支店を有する事業者で、建設業法に規定する経営事項審査結果で土木一式工事について総合評定値が1,100点以上の評価を受けているもの。構成員につきましては、仙台市、名取市、岩沼市、角田市、亘理町、山元町、柴田町、大河原町に本店を有する事業者で、建設業法に規定する経営事項審査結果で土木一式工事について総合評定値が800点以上の評価を受けているものでございます。

入札参加業者は、大林組・岩佐組特定建設工事共同企業体の1者でございました。

入札回数は1回。

工事場所は亘理町字流悠里1番地で、36ページの位置図を参照願います。

工事内容は防災調整池築造工事であり、工事対象区画8,557平米において、堤体工、舗装工、付属施設それぞれに関し、記載の仕様により施工するものでございます。

参考として、37ページ以降に平面図等を添付しておりますので参照願います。

工期につきましては、平成30年7月31日までと設定しております。

以上で議案第63号の説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひ申し上げます。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。10番佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） 公共ゾーンの防災調整池築造工事でございますが、5億9,000万円、落札率が99.96%。それで、参加業者が大林組・岩佐組特定建設工事共同企業体、JVです。なぜ、1者だけの入札だったのかをまずお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤顕一君） 結論から申し上げますと、なぜ1者のみになったかという理由については、正直わかりかねるとしかお答えがございません。当方といたしましては、適正な積算により予定価格を設定いたしまして、入札参加条件に関しても競争性は十分担保されるものと判断した上でこういった設定にしておりますので、それ以上のことはお答えが難しいとは言いようがございません。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） 入札制度改革、公平性、透明性から事前予定価格を公表しているわけでございます。今までの契約状況を見ますと、落札率が70%台から80%台、ある程度入札改革が図られてきているのかなと思っているところでございますけれども、今回、例えば、1者しか入札がなかった、応札がなかったという場合には、入札の停止とか、さらには参加業者を再度募るとか、そういう対応というのはないわけですか。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤顕一君） 今、議員のおっしゃられたとおり、全体的な落札率を今申し上げますと、平成28年度現在で、これは加重平均でいいますが、95.16%でしたが7月末現在ですと86.49%ということで10ポイント近く下がって、一定の効果はあるかと思えます。

今のお話があったとおり、語弊があるかもしれませんが、入札参加者が1者という、予定価格を事前公表しているということで落札率が限りなく100%になることは正直想定していて、実際そのようになったということでございます。実際、全体的には10ポイント近く下がってはおりますが、これ以外にもほか1者のみしか応札しなかったのは全部で5件ございますが、それも残念ながら全て99%、限りなく100%に近い状況だというのが事実でございます。

今後の対応というものも、今、私どもは検討しているところでございますが、これは他県の事例となりますが、例えば、入札参加者が1者のみの場合は当該入札

自体を中止するというような対応をしているところもございます。また、もう一つは電子入札システムですね。こちらであれば一堂に会することはないので、誰が何者入札するかわからないので、これも一定の公平性は保たれるのではないかと思います。

ただ、どちらも、例えば、入札を中止するというのは明らかに工期がおくれてしまったりとか、あと電子入札でのシステム開発のコストであるとか、あとはそのためには業者側がパソコンの環境整備とか等々、ある意味それが参入障壁になる懸念等もありますので、そこのところは県の指導なり、あとは入札監視委員会の専門家の意見とか聞きながら、慎重に今検討を進めているところでございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。17番佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 質問いたします。

今、防災調整池なんですけれども、調整池は調整池のみの役割を果たされることを目的につくるんだとは思いますが、今、全国でも調整池の活用という部分で公園にしたり多目的グラウンドをつくったり、あとビオトープ、自然を人工的につくるような、そういう活用の仕方もしていることも、いろいろなもので調べたら載っていたんですけれども、互理の公共ゾーンの調整池は防災のみの対応の調整池をつくることを考えていらっしゃるのでしょうか。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 工事の執行依頼を受けておりますので、私から回答させていただきます。

今、発注いたしました調整池につきましては、基本的に底がドライで乾いているという状態になりますが、底の使用のことについては、特にこれという定めはなく、今のところ調整池のみということとなっております。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 名取のエアリの調整池は、土曜、日曜日ですか、若い方がスケートボードで随分集まってにぎやかにしているような調整池も、この間見てきましたけれども、ぜひ互理の調整池も人が集められるような、もちろん防災を最優先に考えることは大事なことですけれども、そういうことも今後考えていくことも必要かと考えますけれども、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 今の構造で利用が何か図られるか、それについてはちょっと考えたいと思います。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） もったいない広さですね、8,500という平米の膨大な調整池になりますので、各課の方たちのご意見をいただきながら、ここをぜひ活用ができる、いざというときのためのですけれども、プラス何かの形で活用ができればいいかなと考えますけれども、どうぞ検討をお願いしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 返事はいいんですか。（「はい、いいです」の声あり）

ほかに質疑はありませんか。1番鈴木高行議員。

1番（鈴木高行君） 議会の基本条例の中には、第8条に公共ゾーンの施設整備計画については議会と協議するということになっているんです。ただ、調整池、面積が8,500、事業費が6億円、このような事業は、事前に我々には設計書も見せられないし提供されていないし、どのようなものをつくるのかというのも情報としては流れてきていない。これは第8条に議決、公共ゾーンの整備はあるんです。そういう面では、我々と協議は全然行っていない、調整池については。そうした場合、今のような質問、ただのドライの平面を8,500、何にも利用しないでいいのかという質問も出てくるし、事前協議すれば、公共ゾーンの中の施設はもっともっという有効活用ができるのではないかと。

私もきのう、議会の議運の視察で行った岩手県の紫波町が約10ヘクタールの市街地形成をつくっている。そこの中には、いろいろな、もう民間協働でやっているんだけど、その調整池は、上にサッカー場をつくっているんです。下が調整池になっている。そういう構造の調整池もある。上がサッカー場です、芝生の。下が調整池。そういう利用形態もある。

ただ、もう一つ、亘理町でも言いたいのが、公共ゾーンではなくて工業団地の調整池は32ヘクタールあって、こんな立派な6億円もかけたような調整池ではなかったと思います。そういう面で、ばらばらな考え方、設計の段階でどこが設計しても、三菱地所といったけれども、そういう設計の段階からやっぱり公にして、こういう有効活用できるような調整池をつくる。6億円を、ただ更地をコンクリートで詰めておいたのではたまたもったいないんじゃないかという考え方は誰も

考えると思います。そういう有効活用をするためには、皆さんも知恵を出して今からでも中にいろいろなもの、複合的なものを、構造物をつくらなくても置物を置いたって遊べるし、常にドライになっているんだから、そういう発想というのはあってもいいと思うんです。

だから、そういうのをやっぱり我々のところにも公共ゾーンの整備については協議しなさいとなっているわけです。ただ、ぼんと持ってくるんじゃなくて。それをわかっていてやってほしいんです。誰が答弁するかわからない。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤頭一君） 今、ご指摘いただきましたが、私どもとしても平成28年3月に亘理町新庁舎建設基本構想基本計画、これはもちろん議会の付議事項でございましたが、そのゾーニング以降、全員協議会であるとか新庁舎建設委員会でもいろいろとご相談なり情報提供さしあげたつもりですが、私どもは今まで以上にそういった機会を設けて議員の皆様のご意見をいただきながら、より有効活用なりの方策は考えたいと思います。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

1 番（鈴木高行君） 確かに、土量からして4メートルも掘るんです、深さ。それを搬出して大変な工事だと思いますけれども、下の水圧からも耐えられるような地盤をつくって整備する。相当の期間もかかるし、繰り越しでやるという話ですけれども、その間に皆さんが知恵を出して、もうちょっと設計は設計でももっといい方法を考えようとか、設計変更というのは幾らでもできるんだから、そういうものも考えて今後のやり方について変更、変更でやっていったって、3回、4回も変更しているところもあるんだから、そういう考え方を持って、町長でもいいから誰でも、ありますかということです。

議長（佐藤 實君） 副町長。

副町長（三戸部貞雄君） 今のご質問の中に、私も当初はのり面の構造での対応かなという認識をしていたわけでありましてけれども、今言ったように断面のいわゆる必要断面を形成するためには、のり面構造でありますと1割5分であれば、1割でもいいんですけれども、4メートルということは4メートル、4メートル、8メートルのその分の断面積が縮小される。あるいは、東西でいえばその分の倍です。また、さらに断面積ですと必要面積がさらに多くなるということが1つです。あ

と、工法的には今現在の工法はL型ブロックにいわゆる底盤を張りつけるわけですから、工事的には確かに高くなります。

しかしながら、検討された中身では、いわゆるのり面構造であれば常に水が入っている状態ですから、そこにはいわゆる夏場の場合もある。それと、そういう川とか、あるいは必要なそういう環境を害するような施設整備になったために管理が大変ではないかということから。

あともう一つは、それを解決するためには常に調整のポンプを設けて水を排出して、雨が降らないときには、そういう安全性を確保しながら、今お話があったような有効活用できるような下端の中でコンクリート底盤を打ちまして、その中でいわゆる有効に活用できるような方策を検討するというので、その辺の契約の決定をされたということと認識しております。

ですから、これからは、活用方法がどのように活用していくのかというのは当然さらに突っ込んで、さらに検討してまいりたいと思います。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。14番鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 佐藤正司議員とちょっとかぶるところがあるかもしれませんが、今回、99.96%という落札率でございます。私は、ことしの3月の定例会において、本町の官製談合と入札についてという一般質問をさせていただきました。その中で、予定価格の事前公表の実施についてというところも質問させていただいたわけでございますけれども、予定価格の事前公表は危険性を伴っているのではないかとということも質問させていただきました。ところが、今回のような1者というのは、さすがに私も気がつきませんでした。

やはり、落札率が、今までの工事議案書を見ますと、入札参加者が多ければ多いほど落札率が下がっていると。そういった中、私が危険なところというのはそこだったんです。要するに、粗雑工事が今度は行われるんじゃないかというところを、あのときは一般質問で出したわけですが、今回は1企業しかないということで、もう大体見せるわけです。はい、この価格ですよと出して出したわけですから、丸々もう税金持っていってくださいと言っているようなものなんです。私はそのように思っているわけでございます。

でも、このときの町長の答弁は、予定価格の事前公表は、法令上の制約がないことから他の自治体でも地域の実情に応じて実施しておりますが、予定価格が目安

となって競争が制限され、落札価格が高どまりになることや建設業者の見積もり努力を損なわせること、さらには入札談合が容易に行われる可能性があることなどから、国はこのような弊害が生じた場合には、速やかに事前公表の取りやめを含む適切な対応を行うよう各自治体に要請しているところであるのも事実でございます。このような答弁をいただきました。しかしながら、今回、このような問題を二度と起こさないため、要するに官製談合でございます。二度と起こさないために講じた措置でございますので、状況を見きわめ適切な対応をとりながら実施してまいりたいと考えておりますと、このような答弁をいただきました。

先ほど、それで企財課長は慎重に検討していると、検討するという答弁をしておりましたけれども、その慎重に検討するというのはどういうことですか。

議長（佐藤 實君） 副町長。

副町長（三戸部貞雄君） じゃあ、お答えいたしますけれども、この問題につきまして、確かに事前公表ということになりますから、いわゆるマイナスの面でそういう高どまりの傾向があるんじゃないかという心配をしていたことは事実でございます。

その中で、私どもの認識に不足があったのかと思いますけれども、いわゆる今回の条件が仙台市に本支店ということは、スーパーゼネコンも含めて、トータル的にいきますと恐らく200者を超える参加資格を持っている業者さんがあるのかなということになりますと、これだけの金額になりますと、入札に参加する業者さんが1者ということは認識をしておりますでした。

そういうことから反省点といたしまして、今現在、入札のあり方について検討を行おうとしているのでありますけれども、問題を受けまして1者であれば当然高どまり、公表していますので。今後は、早速ですけれども、2者以上にするのか、3者でないといわゆる有効性を保てないとか、それを検討してまいりたいと思っております。

また、もう一つは、じゃあ予定価格を公表するのを取りやめるのかといいますと、今現在、公表していてもいわゆる競争が働いていると思われるところについては75%以上あるいは85%ぐらいでの落札率が多くなっておりますので、それらも含めて慎重に検討してまいりたいという意味でございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 入札というのは締め切ってしまうと終わりなんです。ですから、私

が思うには、今回、1者しかないということでございますけれども、締め切り前に何か手を打ったのかどうかを伺います。要するに、手を打つというのは、やはりこちらから入札参加者はいませんかとか、そんなことを言うのはちょっとおかしいでしょうけれども、そういった何かやはり手を打たないと、1者だけというのは本当におかしいんじゃないかなと、よそからも思われるんじゃないかなと思うわけですが、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 企財課長。

企画財政課長（佐藤頭一君） 議員のご指摘もごもっともかとは思いますが。ただ、やはりこの入札のあくまで公告を打って、それで募集をしている中で、そういった町からの取り計らいとか、そういったような想定はされていませんでした。

ただ、町長もお話ししたように、参加業者は代表構成員が126者、構成員だと200者以上の参加を見込める中で、正直、1者だけというのは想定できなかったところもございますので、そういったのも含めて、今度新たに設置した入札監視委員会で入札契約の透明性なり公平性の確保を図るための調査審議も行っていただきますので、そういった中で慎重にいろいろと分析なり検討を進めていきたいと考えております。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 先ほど私が申し上げましたように、これは税金でございます。国民の皆様からの血税でございます。簡単にやはり1者、これからはないとは思いますが、余りにも、今度はこれに味を占めるということはないですけれども、私は以前もお話ししました。塗料業界におきまして、橋梁塗装組合というところは随分公取委に引っかかりました。なぜか。やはり、中でもう談合しているんです。もう、今回、何百点になっているからあなた、次、あなたは今回やったらから、じゃあ、あなた。これでみんな捕まっていました。岩手県も宮城県もその他各県、塗装組合は捕まっておりました。そういうことはないと思いますけれども、やはりこれは国民の皆様からの血税であるということをしかりと受けて、こういう予定価格の事前公表をしていただきたいなと思うわけでございます。答弁はいいです。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員に申し上げます。質問の内容について、もっと精査をして質問していただきたいなと思います。（「了解しました」の声あり）

ほかに質疑はありませんか。9番高野孝一議員。

9番（高野孝一君） 請負金額なんですけれども、今回、5億9,000万円。当初予算ですと、調整池が5億7,000万円でポンプが3,000万円で合計額6億円という説明がございました。今回、もう調整池だけで3,000万円も高くなった価格で落札されておりますけれども、その辺の経緯と理由を説明していただければと思います。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤顕一君） 今のご質問なんです、予算上は分割して予算要求をしていたところですが、工事の契約につきましては一本で行っておりますので、トータルの金額とご理解いただければと思います。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 高野孝一議員。

9番（高野孝一君） ちょっと意味がわからないんですけれども、当初予算では、調整池が5億7,000万円です。ポンプ工事が3,000万円、合計で6億円という説明を受けました、3月議会で。それで、議案書を見ますと、調整池だけで6億円になっているんです。これはポンプ工事は入っていませんよね。ですから、その辺の3,000万円ふえた理由はどうなのかという質問です。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤顕一君） 大変失礼しました。

そちらなんです、実は、6月補正で債務負担行為をさせていただきまして、そのときに、実はトータルでは増額になっています。これは何かというと、ポンプのリース料と延長等、それも含めた中で全体的には増額になるところでございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第63号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第63号 工事請負契約の締結についての件は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第64号 工事請負契約の締結について（平成28年度
鷺屋橋架替工事（繰越））

議長（佐藤 實君） 日程第11、議案第64号 工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 一君） 続きまして、議案第64号をご説明させていただきます。

39ページ目をお開きください。

こちらは工事請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

工事名、平成28年度鷺屋橋架替工事（繰越）。

請負金額6,426万円。

契約の相手方、宮城林産でございます。

なお、落札率は83.92%でございました。

工事の概要につきましては、40ページ目の資料をごらんください。

入札年月日は平成29年7月14日。

入札の方法は条件付き一般競争入札。

入札参加条件の主なものは、仙台市、名取市、岩沼市、角田市、亘理町、山元町、柴田町、大河原町に本店を有する事業者で、建設業法に規定する経営事項審査結果で土木一式工事について総合評定値が700点以上の評価を受けているものでございます。

入札参加業者は、宮城林産、斎藤工務店の2者でございました。

入札回数は1回。

工事場所は亘理町逢隈鷺屋字挟間地内外で、41ページの位置図を参照願います。

工事内容は、鷺屋橋架替工事に係る排水路付替工、用水路付替工それぞれにおきまして、記載の仕様により施工するものでございます。

参考として、42ページ以降に平面図等を添付しておりますので参照願います。

工期につきましては、平成30年3月23日までと設定しております。

以上で議案第64号の説明を終わります。ご審議方よろしくお願い申し上げます。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第64号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第64号 工事請負契約の締結についての件は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第65号 工事請負変更契約の締結について（平成28年度（復交）町道荒浜大通線橋梁架替工事）

議長（佐藤 實君） 日程第12、議案第65号 工事請負変更契約の締結についての件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 顕一君） 続きまして、議案第65号をご説明させていただきます。

45ページをお開きください。

こちらは工事請負変更契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

工事名、平成28年度（復交）町道荒浜大通線橋梁架替工事。

請負金額は、変更後、金額を1億1,961万7,560円とし、998万2,440円を減額するものでございます。

契約の相手方は、太田工務店・岩佐組・勝田組・復旧・復興建設工事共同企業体でございます。

変更の概要につきましては、46ページの資料をごらんください。

変更契約年月日が平成29年3月15日。

請負金額を減額した理由でございますが、既設橋梁の基礎くいが今回の工事に影響することが当初予想されたため、当初契約では基礎くい10本を撤去することとしておりましたが、既設くいの位置等を調査、確認したところ、今回の工事には影響しないことが判明し、また既設くいを撤去すると撤去に伴う地盤の緩み等も懸念されることから、既設くいは撤去するのではなく既設くいのうち、新設する橋台に影響を及ぼす6本の先端部分2.1メートルから2.4メートルの切断処理に変更したことによるものでございます。

参考として、47ページに位置図を、48ページ以降に平面図等を添付しておりますので参照願います。

工期につきましては、変更前と同じでございます。

以上で議案第65号の説明を終わります。ご審議方よろしくお願い申し上げます。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第65号 工事請負変更契約の締結についての件を採決いたします。
本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第65号 工事請負変更契約の締結についての件は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第66号 町道の路線廃止について

日程第14 議案第67号 町道の路線認定について

議長（佐藤 實君） 日程第13、議案第66号 町道の路線廃止について及び日程第14、議案第67号 町道の路線認定についての以上2件は、関連がありますので一括議題といたします。

議案第66号及び議案第67号について、当局からの提案理由の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） それでは、議案第66号について説明申し上げます。

議案書の50ページをお開き願います。

議案第66号 町道の路線廃止について

道路法第10条第1項の規定により町道の路線を次のとおり廃止するものとする。

今回の町道の路線廃止につきましては、主要地方道相馬亘理線から常磐自動車道までの区間について、町道荒浜江下線として認定しておりました。これは鳥の海スマートインターチェンジの整備に伴い、部分的な認定を行ったものですが、全線を路線認定することから廃止するものでございます。

下記の表に移りまして、路線番号695、路線名、荒浜江下線、起点、亘理町逢隈高屋字鳥の海16-10地先、終点、亘理町逢隈高屋字新谷地173-3地先でございます。

次の51ページに箇所図を掲載しております。丸印が起点で、矢印が終点となりますので確認をお願いいたします。

なお、廃止する路線の延長は184メートルとなっております。

続いて、関連がありますので52ページをお開き願います。

議案第67号について説明申し上げます。

議案第67号 町道の路線認定について

道路法第8条第2項の規定により、町道の路線を次のとおり認定するものとする。

町道荒浜江下線については、今後、順次工事が完成し供用開始区域が拡大することから、現在の部分認定の区間を廃止し路線全体について認定を行うものです。

下記の表に移りまして、路線番号695、路線名、荒浜江下線、起点、亘理町荒浜字御狩屋152地先、終点、亘理町逢隈高屋字道下112-6地先でございます。

次の53ページに箇所図を掲載しております。丸印が起点で、矢印が終点となりますので確認をお願いいたします。

なお、認定する路線の総延長は2,842.8メートルとなります。

以上で、議案第66号及び議案第67号についての説明を終わります。よろしく審議方お願いいたします。

議長（佐藤 實君） 当局の説明が終わりました。

これより議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第66号 町道の路線廃止についての件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第66号 町道の路線廃止についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第66号 町道の路線廃止についての件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第67号 町道の路線認定についての件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第67号 町道の路線認定についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第67号 町道の路線認定についての件は原案のとおり可決されました。

以上で一括議題に係る質疑、討論、採決は終了いたしました。

日程第15 報告第13号 専決処分報告について（賠償額の決定及び和解）

議長（佐藤 實君） 日程第15、報告第13号 専決処分の報告についての件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（佐々木人見君） それでは、議案書の54ページをお開き願います。

報告第13号 専決処分の報告について（賠償額の決定及び和解）

平成29年7月11日、損害賠償額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。

よって、同条第2項の規定により報告するものでございます。

次の55ページをごらんいただきます。

専決処分書

平成29年4月7日に亘理町逢隈鹿島字寺前南83番地の亘理町B&G海洋センタープール駐車場で発生した事故について、損害賠償額の決定及びこれに伴う和解の必要が生じたので、専決事項の指定第2項の規定により専決処分する。

次の56ページをお開き願います。

別紙として、和解及び損害賠償の額について、下に記載のとおりでございますけれども、この事故については、亘理町が主催する交通安全運動の事業において、高齢者の方を対象とした交通安全教室を実施した際に、見通しがきかない交差点を想定し正しく安全な運転方法で交差点を通過するための運転を経験してもらうために、掲示用パネルを遮蔽物に見立て、支えとなる支柱に転落防止のための重りを使用しておりましたけれども、車が通過するとき、強風が吹き、パネル及び支柱が倒れ車のボンネット及びドアバイザーに傷をつけたものであります。

記として

- 1 和解の相手方、亘理町長瀬字長峯56番地6、菊地睦男。
- 2 和解の内容

（1）亘理町は、本件事故に関して補修費として、上記相手に対し、20万9,941円を支払うものとする。

（2）相手方と亘理町は本件事故に関し、本条項に定めるほか今後いかなる事情が発生しても、意義の申し立てをしないことを双方とも確約する。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） 以上で報告第13号 専決処分の報告について説明が終わりました

が、本件は報告だけでありますのでご了承願います。

以上をもって本会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって平成29年8月第12回亘理町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時34分 閉会

上記会議の経過は、事務局長 渡辺 壮一 の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘理町議会議長 佐藤 實

署名議員 高野 孝一

署名議員 佐藤 正司